

平成 29 年度第 3 回安城市自立支援協議会 議事録要旨

日時：平成 30 年 3 月 22 日（木）

午後 1 時 30 分～午後 3 時

場所：安城市役所本庁舎 3 階 第 10 会議室

出席者：神谷委員、清水委員、飯島委員、都築智委員、中野委員、杉浦委員、
石川委員、加藤重豪委員、都築文明委員、佐藤委員、藪内委員、
山北委員、小川委員、山本委員
欠席者：加藤研一委員、藤井委員、服部委員
同席者：作業部会（飯野会長）
事務局：福祉部次長：小笠原、障害福祉課長：長谷、課長補佐：稲垣、係長：野上、
担当：岡本
ふれあいサービスセンター（齋藤所長、高野係長、小田、城内）

典礼：（司会）：障害福祉課長

1 開会（欠席者及び同席者の報告）

事務局課長

欠席者：加藤委員、藤井議員、服部委員。

同席者：作業部会長（作業部会の活動報告の説明のため）。

安城市自立支援協議会設置要綱第 4 条の規定により、以後、議事の取り回しは委員長が行う。

2 議題

（1）作業部会及び各担当者会における平成 30 年度のテーマ（案）について（承認）

作業部会会長

作業部会

① 当事者部会（仮）について

- ・上半期を中心に当事者部会の運営のポイントを学んだり、下半期には、メンバーを集めて 30 年度中に発足できるようにしたいと考えております。

② 送迎について

- ・大規模なアンケートがようやく集約でき、これからどうするかという段階ありますが、来年度も引き続き送迎についてテーマに掲げて解決できることを少しでも進めてまいりたいというふうに考えております。

③ 作業部会の体制の見直し

- ・組織的なあり方、そもそもこのようなあり方でいいのかというところから再編すべきは再編してこの我が街安城市に合った組織体制にして、いい方向に変えていこうじゃないかということでテーマに掲げております。

居宅担当者会

① ヘルパーのあり方「理想のヘルパーとは」

② サービス提供責任者のブラッシュアップ

- ・①と②が互いにリンクして、安城市全体のヘルパーさんのスキルアップを図ります。
- ・サービス提供責任者向けの研修が実際少ないということで自前で研鑽していく必要があります。

通所施設担当者会

① 利用者の高齢化や受け入れ困難者（重度心身障害者・強度行動障害者）の問題について

- ・支援が困難な方をどのように受け入れているかお互いに情報交換をして、各事業所の支援の充実につなげたいと考えております。

② 利用者にとっての通所施設は何をすることで（利用者の権利や 1 日の過ごし方・自立活動について）

- ・本来果たすべき役割ということをメンバーで協議しながらよりよい支援を追求してまいります。

③ 困難事例の検討

- ・困難事例をメンバーみんなで検討して、よりよい支援を目指していきます。

児童担当者会

① 子どもたちの将来の地域での自立支援を目指すため、あんステップなど地域の団体とも連携を図ります。

- ・連携と協働を通して地域全体で子供たちを支援していける安城市にしていきたいという考えから、事業所同士の情報交換をもとより、この夏オープンする予定のあんステップさん等との団体とも連携を図ります。また教育機関との連携をどのようにとっていくかも考えてまいります。

ホームのホーム担当者会

① グループホームでの日中支援について

- ・365 日グループホーム稼働しようとする日中活動の場が休みの場合、例えば土日などの過ごし方が課題になってまいります。また平日であっても、通院するときやインフルエンザなどで静養が必要なときはグループホームも日中の時間体に稼働しなくてはなりません。これまでも同じようなことが話題になってまいりましたが今後も継続してこの点について、どのような支援がいいのかを協議していきたいと考えております。

② グループホームスタッフのメンタルケア

- ・拘束時間がとても長く孤独だと言われているグループホームのスタッフさんに元気に働いてもらうためにはどのような工夫が必要なのかという、事業所共通の課題についても話し合ってまいります。

相談支援担当者会

① 地域包括ケアシステムについて～地域包括支援センターとの連携強化を目指して～

- ・実際の地域包括支援センターの方々と同じテーブルでお互いの立場で意見交換をしながら、どのような連携ができるかということを勉強してまいります。

② 地域資源の把握・活用について～事例検討を通じて～

- ・地域にある社会資源同士、フォーマルインフォーマルな社会資源同士が有機的に連携機能するためには、私たちは何をすべきかということを考えてまいります。

精神保健担当者会

① 地域と医療の情報連携について

- ・精神に障害を持たれた方が安心して地域で暮らしていくために大切な医療、福祉地域の連携について常日ごろ協議しているところではありますが、来年度も引き続き協議していきます。特にデリケートな個人情報について個人情報を保護しながら、医療と福祉がどのように連携していくのがいいのかという連携方法について、勉強を深めてまいります。

② 地域移行について

- ・地域生活支援拠点プロジェクトチームと連携をとって進めてまいります。

就労担当者会

① 学校との連携（進路について考える会）の継続

- ・昨年度と今年度開催しました特別支援学校の保護者さん向けの事業所紹介のイベントを行いまして第大好評でした。今後もこれを続けていきたいと思います。進路について考える会を通して、学校さんとも連携をとってまいります。

② 事例検討を行いながらの意見交換

- ・事例を通してそれぞれのスキルアップにつなげたいと考えております。

地域生活支援拠点等PT

① 未実施の機能「専門性」について

- ・強度行動障害ですとか、たん吸引が必要な方について我々がどのように専門性を高めていくかということをみんなで協議してまいりたいと思います。

② 身体障害に対応した体験の機会・場

- ・主に精神障害の方をイメージした体験の場づくりを協議してまいりましたが、今後は身体障害の方にも対応した体験の場づくりについても進めてまいりたいと考えております。

委員長

質疑を募るも、質問なし。

（２）第５期安城市障害福祉計画・第１期安城市障害児福祉計画について（報告）

事務局

事務局係長説明

委員長

質疑を募るも、質問なし。

（３）地域生活支援拠点等について（報告）

事務局

事務局係長説明 3 ページ資料 2

A 委員

個別のこの事例について報告

委員長

質疑を募る。

B 委員

緊急時の短期入所受け入れについてなんですけれども、前回の第 2 回の資料の中で、市内 4 カ所の短期入所事業所が障害者の緊急時確実に受け入れをするっていう内容になっておりますけれども、市内 4 カ所の事業者で短期入所できる余裕があるのかとか、そういったところを現状を今どのような状況で短期入所が行われてるかっていう、現状の把握っていうのはされているのかどうかということを知りたいのと、今後その受け入れ人数のをちょっと増やすとかそういうような、ことができるのかどうかということを知りたいです。というのは、私は娘と 2 人暮らしで、ぬくもり福祉館の方の短期入所を利用させてもらってるんですけれども、急な時に、ハルナを利用できたらなと思ひまして、ハルナの方にも利用申し込むんですけども、なかなか利用取れないんですよ。ということは、ハルナ受け入れがいっぱいいっぱいの状態っていうことを感じておりまして、市の 4 カ所だけでは受け入れが可能なのか、人数をふやしていったらいただけたらいいかなと思ひまして、そのことについてお聞きしたい。

事務局

現状の把握という点につきましては、やはり平時の利用はかなりですね、利用希望が多く、ほぼ何カ月も先の予定まで埋まっているということが多い状況ということは聞いております。今回ですね、緊急時の短期入所としている定義としましては介助者の方の急病ですとか、そういったことで急に本人さんの介助ができなくなったような場合と、あとは葬儀・通夜といった御不幸があつて、急に受け入れてほしいということで利用する 2 日前までにそういった事例があつたよというようなことにこの拠点の緊急所はそういう事例に限らせていただいております。そういう場合におきましてはですね拠点がいっぱいであつた場合におきましても入所施設の場合、ハルナさんになりますが職員の部屋、事務所といったところに受け入れをするということも認められているということがございますので、今年度は確実にそういった場合でも受け入れていただくということで、事業者さんのほうにお願いをしてきておりました。また、この平成 30 年度の報酬改定、制度の改正がございまして、緊急時の短期入所につきまして事業所にですね、これまで請求できなかった加算がつくようになったことと、あと定員を超える場合にですねこれまで減算されていたところが緊急時において定員を超えて受け入れる場合には加算も取れるというような形になって来まして、この緊急時受け入れということに対して国も力を入れてきているということがありますので、今後はまた今以上にですね、対応ができていく状況になるかと考えております。

C 委員

24 時間の相談事業については 2 月末時点で 178 件とありますので大体相談には、月の

半分ぐらいは 1 件ずつのぐらいの相談があるというそんな計算ですよ。そのへんで、担当者の疲労度というのか、保健所では 24 時間で当番制をとってるんですけど中々しんどい部分もあって人が定着しない部分もちょっとあるようなところなんですけどその辺いかがなんでしょうか。

A 委員

178 件の内訳は、こちらで報告しているのとは違うんですね、こちらに関しましては、夜間だけではなく日中の継続相談なども含みますので、数として、今 2 人体制で対応している中で、それほど対応に苦慮するということまではまだ行ってないかなというふうに感じております。ただ、個別相談の内容に関して、とても重症など申しますか、支援が必要な相談もありますのでその大変さはケースによってはあるかなと思いますが、現時点では大丈夫です。ただこれから 1 年目 2 年目 3 年目と継続相談が重ねて増えていく、新規相談もふえていくというようになったときに、今の体制で対応できるかというのはこれからの伸びなどを見ながら考えていかんといかんかなというふうには感じております。

D 委員

病院もかなりやっぱり協力を大変っていうのも本当御苦労があるので、やっていかないと考えてますが、医療機関の 29% これは医療機関と具体的に何科とか、どういうところからの依頼、問い合わせが多いのか、わかったら教えてください。

A 委員

29% の医療機関の多くが、精神科医療機関になってきます。入院中の方の退院に向けてのその支援についてですね、入院前の退院前カンファレンスというところに呼んでいただくですとか、あとは地域移行ですかね、長期入院の方の地域移行について実際に動いてくのは指定一般相談支援事業者という事業所で動くことになるのですが、その指定一般を本人が利用する、利用して契約をするというところからその事業がスタートするので、その利用して契約をしたっていうような気持ちづくりの部分で、病院等に訪問させていただきながら事業の説明を P S W（精神保健福祉士）さんだったり、必要があればお会いさせていただける場合は御本人さんに会って、御説明するというようなこともさせていただいております。

D 委員

緊急時の救急はそんなにないですか。

A 委員

29%の中には、病状が急変して警察の方と一緒に入院調整をするというのも入っておりまして、ただ、実際に件数としては、私が動いたのが 2 件で、もう 1 人のコーディネーターが動いたのが 1 件ぐらいのそんなに多い数では今年度なかったかなというふうに思います。

D 委員

病院の協力のほうは、よく断られちゃったりとか、そういうの聞きますが。医療機関は精神科救急体制というのが当番でしているのによっぽどないと思いますが、ただ遠かったりしますよね当番が、そういうのでお困りのことってありますか。

A委員

どこまでコーディネーターがやるのかというところはちょっと、判断に迷うところがありまして、例えばお1人、通院先が名大病院なので名大病院まで救急車で搬送するのでついてきてほしいと言われたときに、判断に迷ったときはありました。あと輪番の病院が市内ではなく、本当に東三河の方に行かないといけないというようなケースもありましたので、御家族がいたりしてですね対応いただける場合はですが、そうじゃない場合は本当に毎回毎回判断に迷うというようなことはあります。

D委員

ありがとうございます。

委員長

はい、ありがとうございました。ほかに御質問とよろしいでしょうか。では、私一つ、言葉の問題でこの3ページの4行目の面的整備ということもありますね。面的整備とはどういう意味で使っているのかちょっと説明してもらえますか。

事務局

この地域生活支援拠点の塔というのがですねこの面的整備にあたるというふうに国のほうで言っているというふうに聞いてますが、場所を1カ所に指定しまして、そこでですね機能を集約して行うのが地域生活支援拠点、この面的整備というのはその市内、その地域にあります事業所がですねそれぞれの機能を連携、分担といいますかですね複数の事業所が機能を担う形で地域生活支援拠点としての形を整えるといいますか、全体の機能を担うというのが面的整備というふうに聞いております。

委員長

市内の事業所が連携して機能を担うことを面的整備と呼んでいるんですね。

事務局

はい、たとえばですね24時間相談やコーディネーターですとぶなの木福社会のひだまりさんがやってみえる、緊急時の対応については市内で4カ所の事業所がそれぞれ協力していただく形で機能を担っているとそういった形のことを指します。

(4) 平成30年度研修スケジュールについて(報告)

事務局

事務局係長説明 5ページ資料3

委員長

私はちょっと補足をさせていただきますと、成年後見制度については社会福祉協議会が、法人後見っていいましてね、一定の資力という条件がありますけども社会福祉協議会自体が後見になるというねそういう制度、運用しております。

障害者の方でいいまして現在親御さんがですね、子供さんの時代から、20歳成人されてからも親御さんが実情面倒見てらっしゃると、いうことでそれでやれてるうち私はそれでいいと思うんですが、だんだんその施設の側とか病院がですね、入所するというときに後見人をつけてくれと、病院やその施設の側からそういう要望が出ることがある。

やっぱりそれは財産的な管理がちゃんとできてなきゃいけないんじゃないかという観

点から当然のことかもしれません。ただ親御さんからするとですね非常にこの成年後見制度を使いますと裁判所に報告をする事務作業が非常に、煩さでございますので、これがなかなか踏み切れない理由かと思いますが、今、成年後見制度もですねそういう声があって、数が増えてくるとやっぱり使いにくいというね声が出ておりますのでこれをもうちよっとその報告なんかを簡単にする、あるいはその後見人の乱用でなことの心配がなければですね、報告を例えば半年に1回、1年に1回、1年に1回を2年に1回にしたらどうかとかねそういうふうに改正が進められているという過程でございます。

しかし、だんだん親御さんが高齢化してまいりますと、次に誰が面倒見てくれるかというそういう問題が出てきますので、そういう場合にはですね早目に後見人制度を御利用になって、もしも自分が、高齢になるとかあるいは病気になるとかいう場合にはね、次の後見人を探す、ご自分で探せなければ、裁判所選任を頼めば探してくれます。それで経済的な事情があるという場合には社会福祉協議会がお引き受けするというねそういう体制ができておりますのでこの御利用もまた、いっぺん考えていただきたいというふうに思うわけですよ。

（５）障害者差別解消法に関する市の取り組み

事務局

事務局課長補佐兼障害福祉係長説明 6 ページ資料 4 番

委員長

市役所以外でも、なかなか私はいいい試みだと思うんで、ほかでも映ってたらいいなと思うんですけど何か考えてらっしゃることあります。

事務局

ありがとうございます。お褒めにいただきまして制作会社も喜んでおります。また活用についてですね、また検討させていただけたら、ただ音は無いものですから、安城市役所来たときにはですね市民課の窓口だとか障害福祉課の窓口等にモニターがありますので、ぜひ見ていただいてですね、皆さんに伝えていただければと思います。また、ホームページ上に乗せていけたらなと思います。

委員長

質疑を募る。

A委員

8月に行われた市役所、職員向けの全職員研修ということだったんですけど、全職員さんというのは何人ぐらいの方が参加されたのかっていうところ、もし教えていただければと思います。

大体でいいのでおねがいします。

事務局

はい、会場の教育センターのホールで、その回ごと8割くらいは入ってたかなあと考えておりますのでそれが、9回ですと1000人程は出ていただいておりますのかなと考えております。実数は申しわけございません。紅白歌合戦ように計測してございませんので、実数は、御勘弁ください。

A委員

ありがとうございます。なぜ、こんな質問したかという今回苦情相談状況としては回答はなかったということではあるんですけど、私たちが一緒に動かさせていただいている中で、ちょっと市役所内での言動であったり、障害福祉課さんじゃないんですよ、他部他課の職員さんの対応で、なかなか障害特性をわかっていただけなくてちょっときつい物言いがあって、横にいる自分が聞いとってきついなって思うときもあったので、なかなか1回話を聞いたら障害者差別解消ってこんななんだってわかる人ばかりじゃないと思うんですけど、ぜひこういう活動を続けていっていただいて、皆さんに周知いただければいいなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

E委員

量と質とあると思うんですが、質についてどういう研修か、どういう内容かということをお教えいただくと参考になるとと思いますので、よろしくお願いします。

F委員

中身がですね、中身を説明するとすごく長くなってしまうんですけど、すごく細かいことがわかっていて、こういう守ってほしいことがこんだけありますよって言う話をしたっていうよりかは、すごくざっくり言いますと、障害者って誰のことですかって、誰もが障害者になりますよねって、いつか高齢者っていう障害者になるかもしれませんし、市役所の職員が片目を急遽病気になってしまっただけで障害と同じようになってしまうこともあるかもしれませんねって。その中で、誰もが自分のこととして考えるということをお願いしていただきたいというのを伝えたつもりです。それで各担当課のところで何か考えてもらえるありがたいですということ。結構ですね時間をもらったんですけど、ぎりぎりいっぱいがんばってたんで、ちょいちょい足りなかったかなと思いますが、そんなことやらせてもらいました。

委員長

議題は終了ということで議事の進行に御協力いただきまして大変ありがとうございました。事務局のほうへお戻しいたします。

2 その他

事務局

平成30年度の安城市自立支援協議会の開催予定について説明。

事務局次長挨拶

3年間の任期まことにありがとうございました。平成27年度には障害者計画それから障害者福祉計画を策定しまして3年たった、今年度には、次期の計画ということで皆さんにはいろいろ御審議をいただきました。また、障害者差別解消法もできまして、どうしたら一般の方に差別に当たるのかっていうことを理解してもらうということも非常に大きなテーマであったと思います。そういったことを一つずつ積み上げていきまして、安城市においては障害者の方も健常者の方も同じように、市民生活が安心して過ごせるようなそういうまちになるといいなと思っております。皆様方の御協力におきまして、今年度、前年と3年間ですけれどもいろいろな施策が進んできたと思います。任期とし

ましては、先ほど課長が申し上げましたようにした 5 月の 31 日とまでとなっておりますけれども、今後も皆様の意見を伺いながらいろんな政策を一つずつ練ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。最後になりましたけど本当に皆様のおかげでことしの 7 月あんステップ発達支援センターも無事にオープンすることができます。ますます障害者の方にとっては過ごしやすい、お子さんに限られるのかもしれませんが、過ごしやすい場所ができるかと思っておりますので、これからも一層の支援と御協力をいただきたいと思います。3 年間どうもありがとうございました。

閉会

事務局課長

これをもちまして会を閉じさせていただきます。長時間にわたり、どうもありがとうございました。

平成29年度第3回安城市自立支援協議会次第

日時：平成30年3月22日（木）

午後1時30分～午後3時

場所：安城市役所本庁舎3階 大会議室

1 あいさつ

2 議 題

（1）作業部会及び各担当者会の平成30年度テーマ（案）について（承認）

・・・資料1

（2）第5期安城市障害福祉計画・第1期安城市障害児福祉計画について（報告）

（3）地域生活支援拠点等について（報告）・・・資料2

（4）平成30年度研修会・勉強会の日程（案）について（報告）・・・資料3

（5）障害者差別解消法に係る市の取り組みについて（報告）・・・資料4

3 その他

（1）平成30年度の安城市自立支援協議会開催予定について

第1回 日時：平成30年6月28日（木）午後1時30分から

場所：安城市役所 本庁舎3階 第10会議室

第2回 日時：平成30年10月25日（木）午後1時30分から

場所：安城市役所

第3回 日時：平成31年3月20日（水）午後1時30分から

場所：安城市役所

様式 A

作業部会及び各担当者の平成30年度テーマ（案）

	平成29年度テーマ	平成30年度テーマ
作業部会	① 送迎について ② (仮) 障害者当事者会について 勉強会：「当事者の声を聴く」 ～わたしたちのことを、わたしたちぬきにきめないで～	① 当事者部会（仮）について ② 送迎について ③ 作業部会の体制の見直し 勉強会：未定
居宅担当者会	① リアルタイムな情報共有の手段（身体介護・移動支援など） ② サービス提供責任者のブラッシュアップ ③ 事例検討 勉強会：重症心身障がい児（者）への介護技術研修	① ヘルパーのあり方「理想のヘルパーとは」 ② サービス提供責任者のブラッシュアップ 勉強会：「理想のヘルパーとは」「介護技術」のいずれかを検討
通所施設担当者会	① 困難事例検討 ② 特別支援学校卒業後の要支援者の受け入れ、困難者への対応について 勉強会：①本人らしい暮らしを求めて事業所のできること ②進路について考える会（就労担当者会と共催） ③強度行動障害の特性の理解と支援方法について	① 利用者の高齢化や受け入れ困難者（重度心身障害者・強度行動障害）の問題について ② 利用者にとって通所施設は何をすることで（利用者の権利や1日の過ごし方・自立活動について） ③ 困難事例の検討 勉強会：未定
児童担当者会	① 発達障害児の支援を理解してもらうためには ② 事業所交流により互いの取り組みを知り、ボランティアなど障害サービス以外とも交流を深める方法を学ぶ 勉強会：「発達心理学」からみた発達支援の基本 ～保護者にも知ってもらいたいこと～	① 子どもたちの将来の地域での自立支援を目指すため、あんステップなど地域の他の団体とも連携を図る。 ② 教育機関との連携を検討する。 勉強会：地域に対し、自立支援の理解を深める研修

	平成29年度テーマ	平成30年度テーマ
ホーム担当者会	① グループホームでの日中支援について ② グループホームスタッフのメンタルケア 勉強会：慈恵福祉保育専門学校出張講座 ～障害って何？、グループホームでの生活を紹介～	① グループホームでの日中支援について ② グループホームスタッフのメンタルケア 勉強会：未定
相談支援担当者会	① 相談支援の連携について ② 地域包括ケアシステムについて 勉強会：①サービス担当者会議の進め方 ②地域共生社会の実現に向けた交流会 ③支援経過記録の書き方について	① 地域包括ケアシステムについて ～地域包括支援センターとの連携強化を目指して～ ② 地域資源の把握・活用について ～事例検討を通じて～ 勉強会：①地域課題の抽出について ②面接技法
精神保健福祉担当者会	① 医療と福祉の連携 ② 社会資源について ③ 一人暮らしの体験ができる体験宿泊事業について 勉強会：開催なし	① 地域と医療の情報連携について ② 地域移行について 勉強会：未定
就労担当者会	① 学校との連携(就労について考える会)の継続 ② 事例検討を行いながらの意見交換 勉強会：①進路について考える会（通所担当者会と共催） ②障害者雇用の現状と企業が求める人材とは	① 学校との連携（進路について考える会）の継続 ② 事例検討を行いながらの意見交換 勉強会：就労支援の現状や効果的な支援方法を学ぶ
地域生活支援拠点等PT	① 体験の場づくり ② 地域生活支援拠点等のコーディネートについて 勉強会：障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう	① 未実施の機能「専門性」について ② 身体障害に対応した体験の機会・場 勉強会：未定

地域生活支援拠点等事業の報告

【事業の実施状況】

地域生活支援拠点等は、障害のある方の重度化・高齢化、親亡き後を見据え、地域で安心して暮らしていくための支援を行うことを目的としており、障害福祉計画の目標に、市町村又は圏域に少なくとも1か所整備することとされています。本市では、市内の事業所が連携して機能を担う面的整備として平成29年4月に事業開始しました。

今年度は、①24時間相談事業と②コーディネート事業を「社会福祉法人ぶなの木福祉会」へ委託し、③緊急時の短期入所受入れについては、市内の4事業所が連携して実施しました。

【今年度の活動内容】

①24時間相談事業

ぶなの木福祉会の相談支援事業所「ひだまり」が窓口となり、相談支援専門員6名が担当し、夜間休日は当番制で1名が対応しています。

相談件数（2月末時点） 178件（その内、夜間休日は7件）

障害のある方等の日常的な相談に対応していますが、強度行動障害の方の不穏や虐待の疑いなど、緊急対応を要する相談も8件あり、コーディネーター等が対応して病院の受診や緊急時短期入所に繋げています。

②コーディネート事業

ぶなの木福祉会の相談支援事業所「ひだまり」の精神保健福祉士2名が担当しています。主な業務内容は、

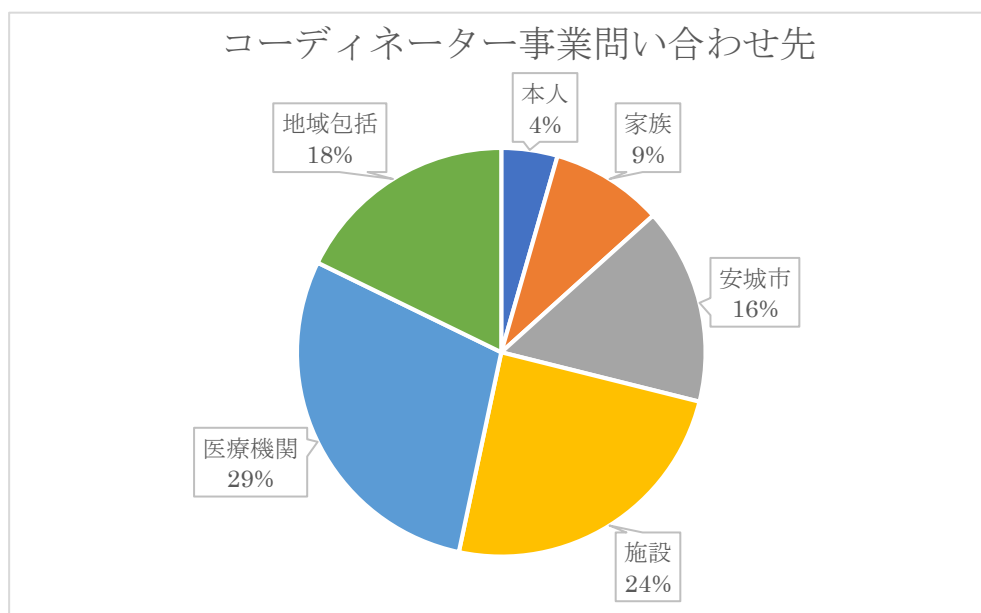
- ア 地域で暮らす障害者の相談対応や見守り
- イ 保健所、地区社協など関係機関との連絡調整
- ウ 基幹相談支援センター、地域包括支援センターとの連携や情報共有
- エ 障害者の住宅入居等支援

また、高齢者や児童、生活困窮者など障害分野以外が関係した困難事例の対応も多く、関係機関との連携強化にも努めています。

7月には、田原市障害者総合相談センター長の新井氏を講師として、障害者相談支援、地域包括支援センター、地区社協を対象に「障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう」をテーマに地域連携研修を行いました。

コーディネーターへの問い合わせ件数：45 件

(内訳) 障害者本人 2 件、家族 4 件、安城市 7 件、障害福祉施設 11 件、
医療機関 13 件、地域包括支援センター 8 件



③緊急時の短期入所受入れ

上半期（4月～10月） 10件（29日）

【対応例】

- ・唯一の介助者であった父親が急死。数日後、徘徊しているところを保護。施設入所が決まるまで期間、短期入所を利用したケース
- ・路上で倒れていたところを保護され、病院での加療後、自宅の送り届けるも保護者が不在。保護者に連絡が取れるまでの期間、受け入れたケース

未実施の2つの機能について、地域生活支援拠点等プロジェクトチームで協議を行いました。

④体験の機会・場

長期入院や施設入所からの地域移行や、親亡き後など将来的な自立のため、一人暮らしの体験をします。平成30年度より、市内事業所の職員寮の空き部屋を活用し、事業開始する予定です。

⑤専門性（人材養成等）

強度行動障害者支援者養成研修や喀痰吸引等研修の受講料補助等の検討をしましたが、実施には至りませんでした。今後も基幹相談支援センターの研修の活用など、人材養成や人材確保について協議を行っていきます。

平成30年度 研修会・勉強会（案）

H.30.3.22現在

研修内容	予定月	対象者	主催
グループスーパービジョン	5月	相談支援事業所	基幹相談支援センター
コロロ学舎の支援に関すること 病気(自閉症)の特徴等	6月	市民	基幹相談支援センター
面接技法	8月	相談支援事業所	基幹相談支援センター
成年後見制度	9月	事業所	基幹相談支援センター
アンガーマネジメント	11月	事業所	基幹相談支援センター
成年後見制度	未定	市民	基幹相談支援センター
障害者差別解消法	未定	事業所	基幹相談支援センター

障害者差別解消法に係る市の取り組みについて

1 市役所窓口における障害者差別解消に係る苦情・相談状況

平成29年度第1～第3四半期（4～12月）は該当ありませんでした。

2 障害者差別解消への周知啓発等取組状況

- （1）平成29年5月18日から平成30年2月20日まで、市職員内部事務システムにて、障害者配慮ガイドラインコラムを15回にわたり掲載しました。

主な掲載内容

- ・文章の基本事項（文字の大きさ・書体）
- ・行事開催規模による手話通訳・要約筆記の配置、行事における配慮
- ・簡単な手話（映像付き）

- （2）全職員研修会を実施（平成29年8月1～3日：教育センターホール）

自立支援協議会の小川委員を講師に、各日計3回、計9回開催しました。

- （3）市役所内に5箇所設置されている広告モニターにて、平成29年11月1日（水）から2ヶ月毎に、障害者差別解消を謳った15秒動画を放映しています。

- （4）平成29年11月15日号市広報にて、障害者週間（12月3～9日）に向け、3ページにわたる特集記事「地域で暮らしています ～みんなの力が自立を支える～」を掲載しました。

- （5）障害者週間（12月3～9日）に合わせ、平成29年12月2日（土）に、アンフォーレで開催しました「あんぷくまつり」の中で、耳の聞こえない女優の忍足亜希子（おしだり あきこ）さんをお招きし、市民向けに、障害者差別解消講演会を開催しました。

- （6）平成30年2月13・14日の午後に安城市社会福祉協議会職員に対し、障害福祉課職員が講師となり、障害者差別解消研修を開催しました。